

# 石川県公報

令和6年9月2日(月曜日)

号 外

(第 54 号)

## 目 次

告 示  
○保安林の皆伐面積の限度

(森林管理課) 1

公 告  
○令和6年度後期技能検定実施公告 (労働企画課) 2

## 告 示

### 石川県告示第337号

令和6年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和6年9月2日

石川県知事 馳 浩

| 同一の単位とされる保安林    | 皆伐面積の限度  | 備 考                        |
|-----------------|----------|----------------------------|
|                 | ヘクタール    | ヘクタール                      |
| 奥能登東部 水源かん養保安林  | 47.00    |                            |
| 奥能登西部           | 159.06   |                            |
| 中能登東部           | 12.34    |                            |
| 中能登西部           | 50.64    |                            |
| 中能登中部           | 50.81    |                            |
| 中能登南部           | 79.34    |                            |
| 富来川神代川          | 10.22    |                            |
| 羽 昨 川           | 73.11    |                            |
| 犀川大野川           | 496.68   | { 国有林 195.92<br>民有林 300.76 |
| 手 取 川           | 1,206.08 | { 国有林 341.68<br>民有林 864.40 |
| 梯 川             | 271.69   | { 国有林 137.26<br>民有林 134.43 |
| 大 聖 寺 川         | 474.16   | { 国有林 30.28<br>民有林 443.88  |
| 小 計             | 2,931.13 |                            |
| 奥能登東部 土砂流出防備保安林 | 3.22     |                            |
| 奥能登西部           | 1.04     |                            |
| 中能登東部           | 0.28     |                            |
| 中能登西部           | 2.84     |                            |
| 中能登中部           | 0.42     |                            |
| 中能登南部           | 6.50     |                            |
| 富来川神代川          | 1.66     |                            |
| 羽 昨 川           | 18.16    |                            |

|              |   |          |            |
|--------------|---|----------|------------|
| 犀川大野川        | 〃 | 7.58     |            |
| 手取川          | 〃 | 5.32     | { 国有林 3.66 |
| 梯川           | 〃 | 5.16     | { 国有林 5.12 |
| 大聖寺川         | 〃 | 0.12     | { 国有林 0.04 |
| 小計           |   | 52.30    |            |
| 中能登西部干害防備保安林 |   | 1.68     |            |
| 犀川大野川        | 〃 | 0.00     |            |
| 大聖寺川         | 〃 | 0.08     |            |
| 小計           |   | 1.76     |            |
| 能登地区保健保安林    |   | 134.52   |            |
| 能登地区～手取川     | 〃 | 65.34    |            |
| 手取川          | 〃 | 31.66    |            |
| 手取川～福井県境     | 〃 | 159.18   |            |
| 小計           |   | 390.70   |            |
| 合計           |   | 3,375.89 |            |

公 告

令和6年度後期技能検定実施公告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和6年度後期技能検定の実施について、次のとおり公告する。

令和6年9月2日

石川県知事 馳 浩

1 等級別の実施検定職種

後期（令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）に実施する検定職種及び作業（随時実施の技能検定試験を除く。）は、次のとおりとする。

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備及びプラスチック成形

(2) 1級及び2級

| 検 定 職 種   | 作 業                            |
|-----------|--------------------------------|
| さく井       | パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業 |
| 金属溶解      | 鋳鉄溶解作業                         |
| 鍛造        | ハンマ型鍛造作業                       |
| 工場板金      | 機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業     |
| 機械検査      | 機械検査作業                         |
| シーケンス制御   | シーケンス制御作業                      |
| 半導体製品製造   | 集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業         |
| プリント配線板製造 | プリント配線板設計作業                    |
| 自動販売機調整   | 自動販売機調整作業                      |
| 時計修理      | 時計修理作業                         |
| 空気圧装置組立て  | 空気圧装置組立て作業                     |
| 油圧装置調整    | 油圧装置調整作業                       |

|            |  |
|------------|--|
| 農業機械整備     | 農業機械整備作業   |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工作業   |
| 和裁         | 和服製作作業   |
| プリプレス      | DTP作業  |
| プラスチック成形   | 射出成形作業   |
| パン製造       | パン製造作業   |
| 菓子製造       | 和菓子製造作業  |
| みそ製造       | みそ製造作業   |
| 建築大工       | 大工工事作業   |
| かわらぶき      | かわらぶき作業  |
| 配管         | 建築配管作業   |
| 厨房設備施工     | 厨房設備施工作業   |
| 型枠施工       | 型枠工事作業   |
| 鉄筋施工       | 鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業                                   |
| 防水施工       | アスファルト防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 |
| 樹脂接着剤注入施工  | 樹脂接着剤注入工事作業  |
| 自動ドア施工     | 自動ドア施工作業   |
| ガラス施工      | ガラス工事作業  |
| 機械・プラント製図  | 機械製図CAD作業  |
| 電気製図       | 配電盤・制御盤製図作業  |
| 金属材料試験     | 組織試験作業   |
| 塗装         | 鋼橋塗装作業   |
| 舞台機構調整     | 音響機構調整作業   |

(3) 3級

| 検 定 職 種        | 作 業                 |
|----------------|---------------------|
| 造園             | 造園工事作業              |
| 機械加工           | 普通旋盤作業              |
| 機械検査           | 機械検査作業              |
| 電子機器組立て        | 電子機器組立て作業           |
| 電気機器組立て        | 配電盤・制御盤組立て作業        |
| シーケンス制御        | シーケンス制御作業           |
| 時計修理           | 時計修理作業              |
| 家具製作           | 家具手加工作業             |
| プラスチック成形       | 射出成形作業              |
| 建築大工           | 大工工事作業              |
| 配管             | 建築配管作業              |
| 型枠施工           | 型枠工事作業              |
| テクニカルイラストレーション | テクニカルイラストレーションCAD作業 |
| 機械・プラント製図      | 機械製図CAD作業           |
| 電気製図           | 配電盤・制御盤製図作業         |

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日

(1) 実技試験

令和6年12月5日(木)から令和7年2月16日(日)までの間において石川県職業能力開発協会の定める日

## (2) 学科試験

| 検 定 職 種  | 実 施 日        |
|--|--------------|
| ア 1級及び2級<br>金属溶解、鍛造、機械検査、シーケンス制御、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験<br>イ 3級<br>電気機器組立て、シーケンス制御、配管及び型枠施工   | 令和7年1月26日(日) |
| ア 特級<br>鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備及びプラスチック成形<br>イ 1級及び2級<br>さく井、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工及び機械・プラント製図<br>ウ 3級<br>造園、時計修理、家具製作及び機械・プラント製図 | 令和7年2月2日(日)  |
| ア 1級及び2級<br>舞台機構調整   | 令和7年2月5日(水)  |
| ア 1級及び2級<br>半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図及び塗装<br>イ 3級<br>機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工、テクニカルイラストレーション、電気製図   | 令和7年2月9日(日)  |

## 4 実施場所

石川県職業能力開発協会から組合等を経由し又は直接各受検者へ別途通知する。

## 5 実技試験問題の公表

令和6年11月28日(木)に石川県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、石川県職業能力開発協会から組合等を経由し又は直接各受検者へ送付する。ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。

## 6 受検申請の手続

## (1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その試験免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 手数料(検定職種ごとに石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)で定める金額)

## (2) 提出先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳芥1丁目15番15号 石川県職業能力開発プラザ3階

電話番号 076-262-9020

提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

## (3) 受付期間

令和6年10月7日(月)から同月18日(金)まで。

ただし、郵送による場合は、当該期間の消印があるものを受け付ける。

## (4) 申請書の用紙及び受検案内の配布

申請書の用紙及び受検案内は、石川県職業能力開発協会にて配布する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、石川県職業能力開発協会まで問い合わせること。

(5) 注意事項

ア 技能検定は、働く者の職業能力を評価する試験であるので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となる。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者に係る受検申請については、1 に掲げる検定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除く。）であっても受け付ける。

ウ 納付された手数料は、原則返還しない。

7 合格発表

(1) 合格発表日

令和 7 年 3 月 14 日 (金)

(2) 合格発表の方法

石川県公報に合格者の受検番号を掲載するほか、石川県商工労働部労働企画課から書面にて通知する。また、実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、石川県職業能力開発協会から書面にて通知する。

(3) 合格証書等の交付

特級及び 1 級の合格者には厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級の合格者には石川県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

8 試験結果の提供

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第61条第1項の規定により特定された利用目的の範囲内で行う情報提供のうち、受検者本人からの口頭による求めに応じて簡易な情報提供（以下「簡易提供」という。）を行う。

(1) 簡易提供を実施する場所

石川県商工労働部労働企画課

(2) 簡易提供を実施する期間及び時間

ア 期間

合格発表の日から起算して 1 箇月間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

イ 時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) 本人であることを確認するために提示を求める書類

運転免許証、旅券等官公署の発行する本人の写真が貼付された証明書

(4) その他

本人の法定代理人には、提供することができない。

9 問合せ先

(1) 合格発表についての問合せ先

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電話番号 076-225-1533

(2) 受検申請の手続その他試験に関する詳細についての問合せ先

石川県職業能力開発協会

〒920-0862 金沢市芳芥 1 丁目 15 番 15 号 石川県職業能力開発プラザ 3 階

電話番号 076-262-9020

